

山梨県公報

第一千五百五十八号

平成二十三年

八月十一日

木 曜 日

目 次

土地改良事業計画の適当決定……………五三九
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)……………五三九
都市計画事業の事業計画の変更認可……………五五五

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五五五

教育委員会

山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員……………五五五

監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………五五六

公安委員会

一般競争入札について……………五五六

告 示

山梨県告示第三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長職務代理人から協議のあった土地改良事業(箕輪新町地区 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

二 縦覧期間

平成二十三年八月十二日から同年九月八日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十三年九月九日から同年九月二十三日まで

山梨県告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 土砂災害警戒区域

大月市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (次図のとおり (図面省略))
	岩殿	岩殿の4	急傾斜地の崩壊	
	岩殿	岩殿の3・岩殿の4	急傾斜地の崩壊	
	岩殿	岩殿の2	急傾斜地の崩壊	
	岩殿	岩殿の4・強瀬	急傾斜地の崩壊	
	神戸		急傾斜地の崩壊	
	藤沢	藤沢の2	急傾斜地の崩壊	
	藤沢	藤沢の3	急傾斜地の崩壊	
	藤沢	藤沢の4	急傾斜地の崩壊	

中村 の 5	中村 の 4	中村 の 3	中村 の 2	久保 の 2	久保	小佐野 の 3	小佐野 の 2	小佐野	下原 の 2	下原	上真木 の 5	上真木 の 4	上真木 の 3	上真木 の 2	上真木	万楽園	側子	日向
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

沢井 の 2	沢井	関屋	富士見台	浅利 の 3	浅利 の 2	浅利	金山 の 4	中村 の 16	中村 の 15	中村 の 14	中村 の 13	中村 の 12	中村 の 11	中村 の 10	中村 の 9	中村 の 8	中村 の 7	中村 の 6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

駒宮 の2	駒宮	川津畑	麓山	中風呂 の2	中風呂	上和田 の2	上和田	竹ノ向 の2	竹ノ向	林	矢竹	下畑倉	上畑倉 の2	上畑倉	強瀬 の3	強瀬 の2	強瀬	沢井 の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浅川 の20	浅川 の19	浅川 の18	浅川 の16	浅川 の15	浅川 の14	浅川 の13	浅川 の12	浅川 の11	浅川 の10	浅川 の9	浅川 の8	浅川 の7	浅川 の6	浅川 の5	浅川 の4	浅川 の3	浅川 の2	駒宮 の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊									

桂台 の2	桂台	霞町 の3	霞町 の2	霞町	下和田 の4	下和田 の3	下和田 の2	下和田	大島	浅川 の29	浅川 の28	浅川 の27	浅川 の26	浅川 の25	浅川 の24	浅川 の23	浅川 の22	浅川 の21
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

朝日小沢 の9	朝日小沢 の8	朝日小沢 の6	朝日小沢 の5	朝日小沢 の4	朝日小沢	幡野 の3	幡野 の2	幡野	小篠 の2	小篠	津成 の5	津成 の4	津成 の3	津成 の2	津成	桂台 の5	桂台 の4	桂台 の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

綱の上 の2	綱の上	斧窪 の6	斧窪 の5	斧窪 の4	斧窪 の3	斧窪 の2	斧窪	下畑	堀ノ内 の2	堀ノ内	中野 の2	中野	峰沢 の4	峰沢 の3	峰沢 の2	峰沢	小向	朝日小沢 の10
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ヒナタ沢	正ノ上沢	一沢	赤沢	初沢の1	山中沢	寺源沢	屋澤沢	大平沢	賑岡中村上沢	天神沢	米沢	金畑	塩瀬 の2	塩瀬	新倉 の3	新倉 の2	新倉	綱の上 の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

大月市		市町村名													
岩殿 の2	岩殿	土砂災害特別警戒 区域の名称	奥山	菖蒲沢	大境の沢	奥山中村沢 4	奥山中村沢 3	奥山中村沢 2	奥山中村沢 1	吉平沢	宝木野沢	コオノ木沢	新宮沢	中ザス沢	向沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)		土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項													

小佐野 の2	小佐野	下原 の2	下原	上真木 の5	上真木 の4	上真木 の3	上真木 の2	上真木	上真木	万楽園	側子	日向	藤沢 の4	藤沢 の3	藤沢 の2	神戸	岩殿 の4・強瀬	岩殿 の3・岩殿 の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

金山 の 4	中村 の 16	中村 の 15	中村 の 14	中村 の 13	中村 の 12	中村 の 11	中村 の 10	中村 の 9	中村 の 8	中村 の 7	中村 の 6	中村 の 5	中村 の 4	中村 の 3	中村 の 2	久保 の 2	久保	小佐野 の 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上和田	竹ノ向 の 2	竹ノ向	林	矢竹	下畑倉	上畑倉 の 2	上畑倉	強瀬 の 3	強瀬 の 2	強瀬	沢井 の 3	沢井 の 2	沢井	関屋	富士見台	浅利 の 3	浅利 の 2	浅利
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浅川 の12	浅川 の11	浅川 の10	浅川 の9	浅川 の8	浅川 の7	浅川 の6	浅川 の5	浅川 の4	浅川 の3	浅川 の2	駒宮 の3	駒宮 の2	駒宮	川津畑	麓山	中風呂 の2	中風呂	上和田 の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下和田 の2	下和田	大島	浅川 の29	浅川 の28	浅川 の27	浅川 の26	浅川 の25	浅川 の24	浅川 の23	浅川 の22	浅川 の21	浅川 の20	浅川 の19	浅川 の18	浅川 の16	浅川 の15	浅川 の14	浅川 の13
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

幡野 の3	幡野 の2	幡野	小篠 の2	小篠	津成 の5	津成 の4	津成 の3	津成 の2	津成	桂台 の5	桂台 の4	桂台 の3	桂台 の2	桂台	霞町 の3	霞町 の2	下和田 の4	下和田 の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

斧窪 の2	斧窪	下畑	堀ノ内 の2	堀ノ内	中野 の2	中野	峰沢 の4	峰沢 の3	峰沢 の2	峰沢	小向	朝日小沢 の10	朝日小沢 の9	朝日小沢 の8	朝日小沢 の6	朝日小沢 の5	朝日小沢 の4	朝日小沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

赤沢	初沢の1	山中沢	寺源沢	大平沢	賑岡中村上沢	金畑	塩瀬の2	塩瀬	新倉の3	新倉の2	新倉	綱の上の3	綱の上の2	綱の上	斧窪の6	斧窪の5	斧窪の4	斧窪の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊												

<p>山梨県告示第三百十八号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成二十三年八月十一日</p>																																
一	土砂災害警戒区域	山梨県知事	横	内	正	明	一沢	土石流	正ノ上沢	土石流	ヒナタ沢	土石流	向沢	土石流	中ザス沢	土石流	新宮沢	土石流	コオノ木沢	土石流	宝木野沢	土石流	奥山中村沢2	土石流	奥山中村沢3	土石流	奥山中村沢4	土石流	大境の沢	土石流	菖蒲沢	土石流

上野原市																市町村名	
六藤の3	六藤の2	郷原の3	蟹窪の2	神野の2	小和田海戸の4	小和田海戸の3	小和田海戸の2	小和田原の4	小和田原の3	小和田原の2	東海戸の2	千足の5	千足の4	千足の3	松留の5	八ツ沢の2	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																
																土砂災害警戒区域の表示	
																次の図のとおり (図面省略)	

上野原市												市町村名		土砂災害特別警戒区域											
千足の3	松留の5	八ツ沢の2	土砂災害特別警戒区域の名称									阿寺沢の2	真野	真野の2	芦瀬の2	芦瀬の3	芦瀬の4	黒田	阿寺沢南沢	古福志東沢	月夜野沢	滝沢	金波美沢		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類									急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
												土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項													
												次の図のとおり (図面省略)													

千足の4	千足の5	東海戸の2	小和田原の2	小和田原の3	小和田原の4	小和田海戸の2	小和田海戸の3	小和田海戸の4	神野の2	蟹窪の2	郷原の3	六藤の2	六藤の3	阿寺沢の2	真野	真野の2	芦瀬の2	芦瀬の3
急傾斜地の崩壊																		

黒田	阿寺沢南沢	古福志東沢	月夜野沢	滝沢
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月十一日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内 正 明

都留市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
金山・金山	金山・金山	金山・金山	急傾斜地の崩壊	
元坂・元坂	元坂・元坂	元坂・元坂	急傾斜地の崩壊	
元坂の2	元坂の2	元坂の2	急傾斜地の崩壊	
上谷・上谷の2・上谷の3	上谷の3	上谷の2・上谷の3	急傾斜地の崩壊	
上谷の3	上谷の3	上谷の3	急傾斜地の崩壊	

元坂・元坂	急傾斜地の崩壊
元坂の2	急傾斜地の崩壊
上谷・上谷の2・上谷の3	急傾斜地の崩壊
上谷の3	急傾斜地の崩壊
田原三丁目	急傾斜地の崩壊
楽山 1	急傾斜地の崩壊
楽山 2	急傾斜地の崩壊
一の側・一の側の2・田原四丁目・田原・一の側・一の側の2・田原一丁目	急傾斜地の崩壊
上谷 1・十日市場	急傾斜地の崩壊
十日市場	急傾斜地の崩壊
元坂の3	急傾斜地の崩壊
元坂の4	急傾斜地の崩壊
十日市場の2	急傾斜地の崩壊
中野の2	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

都留市・大月市	田野倉の5	急傾斜地の崩壊
	戸沢	土石流
	トツ坂沢	土石流
	窪川	土石流
	川棚の2	急傾斜地の崩壊
	下谷の2	急傾斜地の崩壊
	大原	急傾斜地の崩壊
	堀の内2	急傾斜地の崩壊
	田野倉の7	急傾斜地の崩壊
	田野倉の6	急傾斜地の崩壊

甲州市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	坂下の1		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

柏尾境	上一之瀬	随評の3	随評の2	随評の1	道下の7	道下の6	道下の5	道下の4	道下の3	道下の2	道下の1	思連	池ノ平の4	池ノ平の3	池ノ平の2	上土地洞	深田	坂下の2
急傾斜地の崩壊																		

田野平の3	田野平の2	田野平の1	下野平	白沢の4	白沢の3	白沢の2	白沢の1	西之原の2	上之段の2	上之段の1	小山管の2	小山管の1	中原	古屋戸	澤頭の2	澤頭の1	御所向上	御所向
急傾斜地の崩壊																		

丸沢 2	丸沢 1	白岩沢	鬢櫛川	田野平の3	田野平の1	下野平	白沢の3	白沢の2	白沢の1	西之原の2
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊						

山梨県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十一条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

甲斐市

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画公園事業 三・三・三十一号 志麻の里公園

三 事業施行期間

平成十九年六月十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年七月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人多摩源流こすげ
 - 2 代表者の氏名 小泉 守
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村千九百十一番地
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、多摩川源流である小菅村の資源の特性や魅力に着目し、下流域と源流地域との人的・資金的な連携を一層強固にするために必要な事業を行い、元気で希望のある源流の郷小菅村の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年七月二十九日から同年九月二十八日まで

教育委員会

● 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員
 平成二十四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十三年八月十一日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

平成二十四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員

学 校 名	学 科 名	定 員	計
-------	-------	-----	---

甲府工業	建築科	(一) 三〇	(一) 三〇
------	-----	--------	--------

(注) 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の三十二第二項の規定により、包括外部監査人久保嶋仁の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十一日

山梨県監査委員	興水修策
同	中込孝元
同	木村富貴子
同	鈴木幹夫

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
古屋俊一郎	山梨県甲府市上曾根町三六八番地	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
加藤隆博	山梨県南アルプス市飯野三四五六番地四	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
矢野邦夫	山梨県甲府市中央四丁目七番一五号	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
小俣光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二番地一	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
長村彌角	東京都杉並区阿佐ヶ谷北四丁目第二二街区第二号	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
日野克紀	千葉県柏市大津ヶ丘二丁目第二九街区第一号棟第三〇一号室	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日

大道良幸	東京都新宿区市谷本村町二番一五号四〇一	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
神岡和雄	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町一七〇番地二〇三号室	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
手塚 育	山梨県南アルプス市上八田六三七番地	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日
櫻林裕之	山梨県甲府市古上条町二五五番地三	平成二十三年八月一日～ 平成二十四年二月二十九日

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年八月十一日

山梨県警察本部長 唐木芳博

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
 - 2 無線自動車動態表示システム(カーロケータシステム)用機器等 一式
 - 3 借入物品等の仕様等
 - 4 入札説明書で定める内容等であること。
 - 5 借入期間
 - 6 平成二十四年一月一日から平成二十八年十二月三十一日まで
 - 7 借入場所
 - 8 山梨県警察本部長が指定する場所(山梨県警察本部生活安全部通信指令課及び県内各所の無線自動車内)
 - 9 入札方法
 - 10 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第二十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部通信指令課庶務係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年八月二十四日(水)までの山梨県の休日(以下「この公告の日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年九月二十日(火)午後二時 山梨県民会館三〇三会議室

4 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九條各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたる入札者であつて、規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十三年八月三十一日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要
 - 6 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
 - 7 その他
(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
(二) 詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Lease of Radio Car Locator Systems, 1 Set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM September 20, 2011
 - 3 Bureau in charge
Communication Command Division, Community Safety Department, Yamanashi

Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-235-2121